訪問介護（生活援助中心型サービス）を厚生労働大臣が定める回数以上に

位置付けたケアプランの届出について

**１　概要**

* 平成30年10月から，訪問介護（生活援助中心型サービス）を厚生労働大臣が定める回数以上に居宅サービス計画（ケアプラン）に位置付ける場合は，その必要性を居宅サービス計画に記載するとともに，保険者である市町村に届け出ることが義務付けられました（平成30年10月から）。
* 上記に該当する居宅サービス計画を作成・変更された場合には，龍ケ崎市に届け出た上で，地域ケア会議等において検証を行うことが必要になります。

**２　厚生労働大臣が定める回数及び訪問介護の内容**

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 介護度 | 要介護1 | 要介護2 | 要介護3 | 要介護4 | 要介護5 |
| １月あたり回数 | 27回 | 34回 | 43回 | 38回 | 31回 |

* 平成30年10月1日以降に作成または変更した居宅サービス計画のうち，1月あたり要介護度別に上記の回数以上の生活援助中心型サービスを位置付ける場合は，届出が必要です。
* 身体介護に引き続き，生活援助が中心である訪問介護を行う場合の回数は含みません。

**３　届出方法**

* 平成30年10月1日以降に作成または変更し，利用者の同意を得て交付した居宅サービス計画で，1月あたり要介護度別に上記の回数以上の生活援助中心型サービスを位置付けたものについて，翌月の末日までに届出をしてください。

（例）10月中に作成・変更したもの　→　11月末日までに届出

**４　提出書類**

※　平成30年11月19日（月）開催の龍ケ崎市介護支援専門員連絡協議会主催「平成30年度第3回定例研修会」の中でご説明した内容から一部変更させていただきました。

1. 厚生労働大臣が定める回数以上の訪問介護（生活援助中心型サービス）を位置付けたケアプランの届出書
2. 居宅サービス計画書　第1表から第7表の写し

居宅サービス計画書　第1表は，利用者へ交付し署名があるもの

居宅介護支援経過　第5表は，生活援助中心型サービスが必要な理由を記載したページのみ

1. 基本情報（フェイスシート）の写し
2. 課題整理総括表
3. 訪問介護計画書の写し（訪問介護事業所から提供を受けたもの）
4. エコマップ（A4サイズで提出。書式は任意で可）

**5　届け出後の流れ**

必要書類を添えて介護福祉課窓口へ届け出

　　↓

介護福祉課が受理したケアプランを健幸長寿課に回送，直近の地域ケア会議での案件とするよう依頼。

　　↓

健幸長寿課は，担当ケアマネジャー及び所属事業所宛，当該地域ケア会議の日程，開催場所及び当日の担当ケアマネジャーの参加依頼を通知。

* 地域ケア会議はあらかじめ日程が決まっているため，書類提出の提出時期により開催まで数週間から数か月と期間は変わります。

　　↓

地域ケア会議当日，担当ケアマネジャーに当該ケアプランの説明を受け（15分程度），その後参加者による意見交換，課題整理，検討等を行う。

　↓

地域ケア会議実施後，健幸長寿課は会議の顛末について介護福祉課へ文書で送付。

　↓

介護福祉課は，健幸長寿課から送付された文書に基づき，担当ケアマネジャー宛結果を通知。

* ケアプランの届け出については，居宅介護支援事業所からの自主的な提出によることとします。その他，市では，茨城県国保連合会データの突合作業からの抽出，事業所実地指導等の機会に該当有無のチェックを行うことを考えております。
* 該当しているのにも関わらず必要書類の提出がなされていない事業所が判明した場合，過去に遡及してその提出を求める等，必要な指導を行う場合がありますので，留意の上ご協力をお願いします。